

早期退職に係る募集実施要項

令和8年2月2日
(2026年)

次のとおり早期退職者の募集（和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）第11条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

令和8年3月31日時点で、「勤続年数20年以上」かつ「45歳以上」の者
(ただし、和歌山県教育委員会との人事交流により引き続いて本市教育委員会の教職員となった者に限る。)

2 募集人数

特に定めない

3 募集の期間

令和8年 2月 2日 (月) から
同年 2月13日 (金) 午後5時15分 まで

4 退職すべき期日

令和8年3月31日 (火)

5 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする職員は、募集の期間内に、別紙様式「応募書」に必要事項を記入の上、所属長を通じて教育政策課長宛て提出してください。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。
※令和8年2月下旬ごろに通知する予定です。
※募集実施要項に適合しない場合、懲戒処分を受けた場合等は、不認定となることがあります。
- (3) 応募書の提出後に応募を取り下げたい場合は、別紙様式「応募取下書」を教育政策課長宛て提出してください。

6 本件に関する相談先

和歌山市教育委員会 教育政策課 職員班
電話 435-1135
内線 3104